

立川市健康会館のあり方



令和2(2020)年

立川市

内容

第1章 健康会館のあり方の概要.....	2
1 施設建設の背景	2
2 策定趣旨	2
3 健康会館のあり方の位置づけ.....	3
第2章 施設の状況	4
1 施設概要	4
2 利用状況	6
3 交通利便性	6
4 ランニングコスト（年間/平成30(2018)年度）	7
5 周辺状況	7
第3章 施設の課題	9
1 施設を取り巻く課題.....	9
2 今後の需要	10
第4章 健康会館のあり方.....	11
1 今後の方向性（機能）	11
2 施設整備検討の方向性.....	12
3 施設整備に向けた課題.....	13
4 検討スケジュール.....	13

第1章 健康会館のあり方の概要

1 施設建設の背景

国は、昭和53(1978)年から第1次国民健康づくり対策を実施し、全国的に市町村保健センターの設置を推進してきた。

そうした中、市は、昭和51(1976)年度に現在地を国鉄から買収、市議会議員、三師会、保健所、消防署、市助役で構成する「市健康会館建設懇談会」を発足して協議を重ね、昭和55(1980)年に休日診療、歯科休日応急診療、総合健康診査などを行う「立川市健康会館(以下「健康会館」)」を建設した。

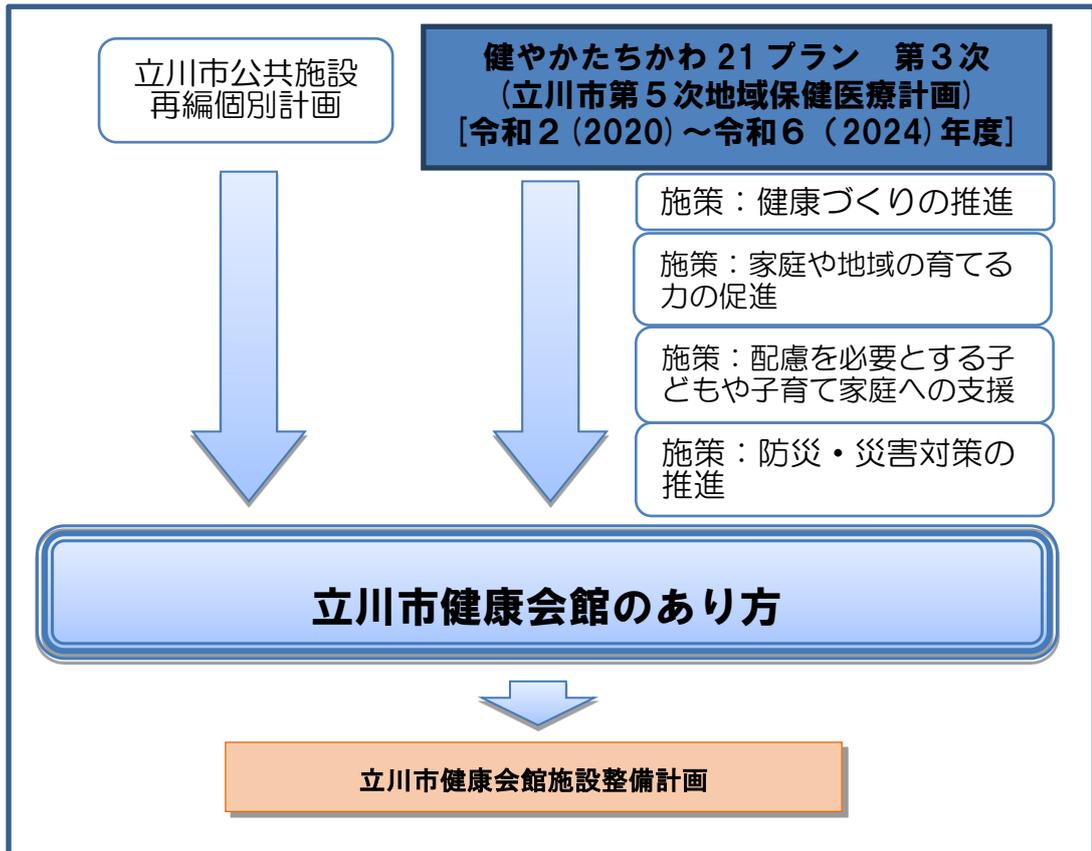
2 策定趣旨

健康会館は築後約40年になり、施設の劣化を見据えた老朽化の対策が必要であることから、立川市公共施設再編個別計画(平成31(2019)年1月策定)(以下、「再編個別計画」)において、「全市施設と地域施設の複合施設は、再編圏域に該当する際に検討を行わないと、計画期間内の再編の可能性がなくなる」ことから、前期(平成31(2019)～令和5(2023)年度)検討施設として位置付けられた。

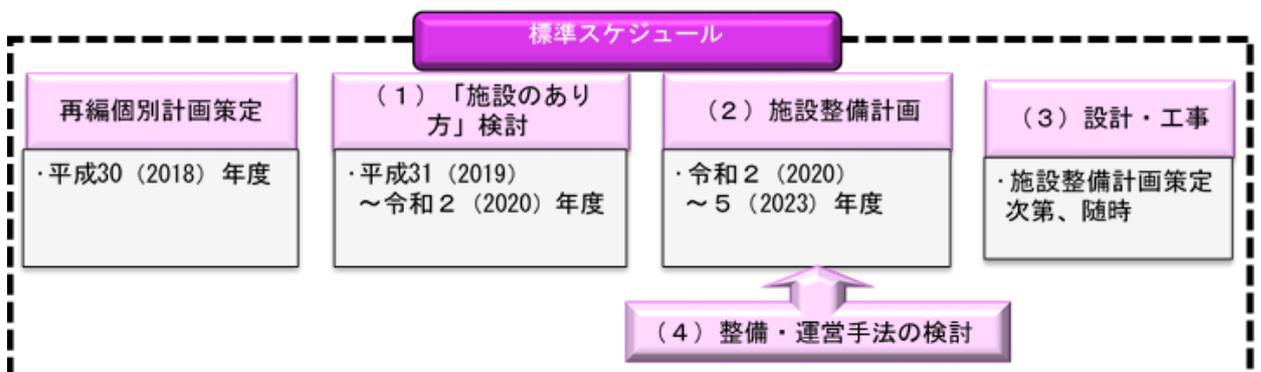
上記の老朽化の状況や、今後の社会動向を踏まえた中で、健康会館に求められる機能や「健やかたちかわ21プラン 第3次(立川市第5次地域保健医療計画)」の理念を達成するために、新たに「立川市健康会館のあり方(以下、「健康会館のあり方」)」を策定する。

3 健康会館のあり方の位置づけ

「健康会館のあり方」は、前述の、「健やかたちかわ 21 プラン 第3次（立川市第5次地域保健医療計画）」の理念を推進するための施設として、将来の施策展開を踏まえた「施設の機能」について明らかにするものであるが、同時に施設の老朽化の状況や求められる機能を踏まえて、今後、「再編個別計画」に基づきどのように整備又は保全していくのかについての考え方を示すものとする。



《全市施設ができるまでの標準スケジュールイメージ》



※公共施設再編個別計画より抜粋（但し 2020 年度以降の元号を令和に修正）

第2章 施設の状況

1 施設概要

(1) 所在地

立川市高松町3丁目22番9号

(2) 設置根拠

- 地域保健法（第18条）
「市町村は、市町村保健センターを設置することができる。」
- 立川市健康会館条例（昭和55年4月1日 条例第31号）

(3) 沿革

昭和46(1971)年度	国有鉄道跡地を公園及び健康会館用地としての譲渡申請依頼
昭和51(1976)年度	立川市休日急患診療所開設
昭和53(1978)年度	起工
昭和54(1979)年度	竣工
昭和55(1980)年度	立川市健康会館開館 総合健康診査（人間ドック）実施 立川市歯科休日急患診療所開設
平成8(1996)年度	翌年の地域保健法の全面施行に向けて、東京都から市に移管される受入準備実施に伴い、健康会館の施設・設備改修工事実施
平成13(2001)年度	総合健康診査（人間ドック）終了
平成15(2003)年度	健康会館2階部分を改修し、個別相談室やマルチルーム・トレーニングルーム等を設置

(4) 設置目的

- 健康な生活の確保及び増進を図るため（立川市健康会館条例 第1条）
- 市内医療機関等の協力のもとに、市民の健康維持とその増進を資するため、総合的計画及びその実践活動の基幹施設としての機能を発揮することを目的とする。（昭和55(1980)年度「立川市の保健衛生」）

(5) 敷地面積・建物概要

- 敷地面積 2,648 m²
- 延床面積 3,861 m² (うち健康会館 2,476 m²)
- 構造 鉄筋コンクリート造 3階建 (うち1, 2階が健康会館)

3階の図書館・学習館は、健康会館とは入口も別で、完全に分離されている。会館の1階東側は休日急患診療所であり、事務室、調剤室、第1及び第2診察室の4室に分けられている。また、1階北側の健康推進課事務室と、入口ホールとはカウンターで仕切られており、入口ホールは2階まで吹抜けになっている。1階西側は2室に分けられ、集団検診室は、各種健(検)診や保健教室開催用の部屋としている。多目的室は、カーペット敷きで母親学級、親と子の健康相談、託児等、多目的に活用できる部屋となっている。1階南側の予診室、検診室、計測室、内科診察室、歯科診察室、歯科相談室は、妊産婦・乳幼児の各種健康診査を行う部屋となっている。

2階東側は、健康推進課事務室の一部と歯科休日応急診療所で、診察室・X線室が設けられている。また、2階西側にはマルチルーム、健康増進室、トレーニングルームを設置し、市民の健康増進を目的とした事業に活用できる部屋になっている。

(6) 老朽化の状況

「立川市公共施設保全計画(改訂版)」(平成29(2017)年3月策定)の施設の総合劣化度によると、健康会館の総合劣化度は54.1で、「平成24年度順位」の65位から、「平成28(2016)年度順位」は52位となっている。「総合劣化度と施設重要度による保全優先度」では、「優先度4」の施設とされている。

老朽化による対応状況は、以下の不具合が発生し、応急的に随時対応している。しかし、抜本的な対応には相当な費用が発生するものと考えられる。

<平成30(2018)年度>

- 屋上の雨水排水パイプからの水漏れに伴う2階の部屋の天井の一部が剥落
- 水道ポンプの一部が不良になり、水道・トイレが一時的に使用不可

<平成31(2019)年度>

- 3階の学習館の教室で窓枠付近からの水漏れ
- 1階トイレの壁面タイルの剥がれ
- 1階事務室の空調設備からの水漏れ
- 屋上の防水対策の不良
- 空調設備の老朽化
- 3階図書館部分での漏電による停電 など

(7) 施設が担う機能

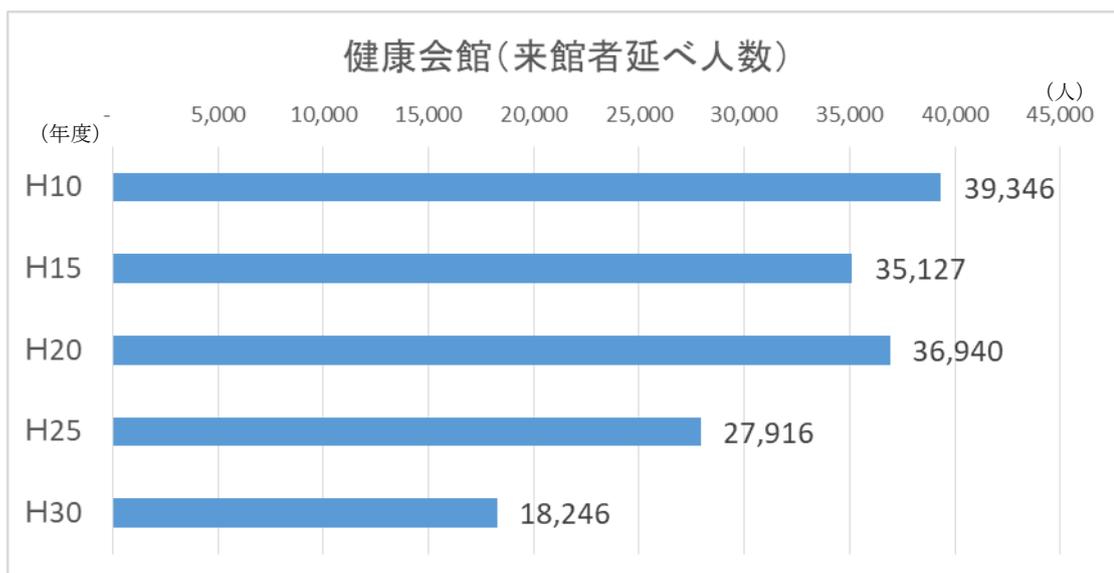
健康会館業務は、条例で、「応急の措置を必要とする内科及び小児科に係る診療」「応急の措置を必要とする歯科に係る診療」「保健の指導、助言及び措置」と規定されており、主に以下の業務を担っている。

- 休日診療（医科・歯科）事業機能
- 対人保健サービス事業（成人保健、母子保健、その他）機能

なお、設立当初は、総合健康診査（人間ドック）を行い、保健衛生行政の総合的な実践活動の基幹施設としての機能を発揮することを目的としていたが、人間ドックを実施する医療機関が増加し、新たな検査項目への対応等、保健医療をとりまく社会状況も大きく変化したことから廃止とした。

2 利用状況

健康会館の来館者延べ人数は 20 年前に比べて約半分に減少している。



参考：各年度決算説明資料より作成

3 交通利便性

立川駅から 1 キロ弱の距離にあり、徒歩で 13 分。バスなども多く利便性は比較的良い。しかしながら、駐車場について、要望が多く出されてきたため、平成 28(2016)年度から、乳幼児健康診査実施時に健康会館の西側にある駐車場を利用できるよう対応を行ってきた。

4 ランニングコスト（年間/平成 30(2018)年度）

施設全体のランニングコスト		33,378 千円
内 訳	需用費（光熱水費、修繕料等）	13,138 千円
	役務費（電話料等）	290 千円
	委託料（維持管理に係る委託料）	18,077 千円
	使用料及び賃借料	1,276 千円
	工事請負費	597 千円

（出典：平成 31(2019)年度行政評価）

※端数調整のため各項目の合計と総合計額が合わないことがある。

5 周辺状況

（1）類似の機能を持つ施設

<対人保健サービス機能>

対人保健サービス事業機能（成人保健、母子保健等）と類似機能を持つ施設としては、東京都多摩立川保健所があるが、これは広域的・専門的なサービス（第二次予防）を実施していくものとされ、直接市民に身近な保健サービス（第一次予防）の提供を行うことが市町村の役割とされている。

健康会館は、地域保健法に規定され条例設置された市内唯一の施設で、保健衛生行政の総合的な計画及び実践活動を行い、市民の健康な生活を維持、増進していく基幹施設である。

現在の健康会館の保健事業では、成人の検診事業、乳幼児の集団健康診査事業、妊婦対象事業などを実施しており、民間医療機関等においても実施できるものであるが、法的に自治体に実施義務とされているものが多く、費用負担も無料、あるいは実費負担となっている。

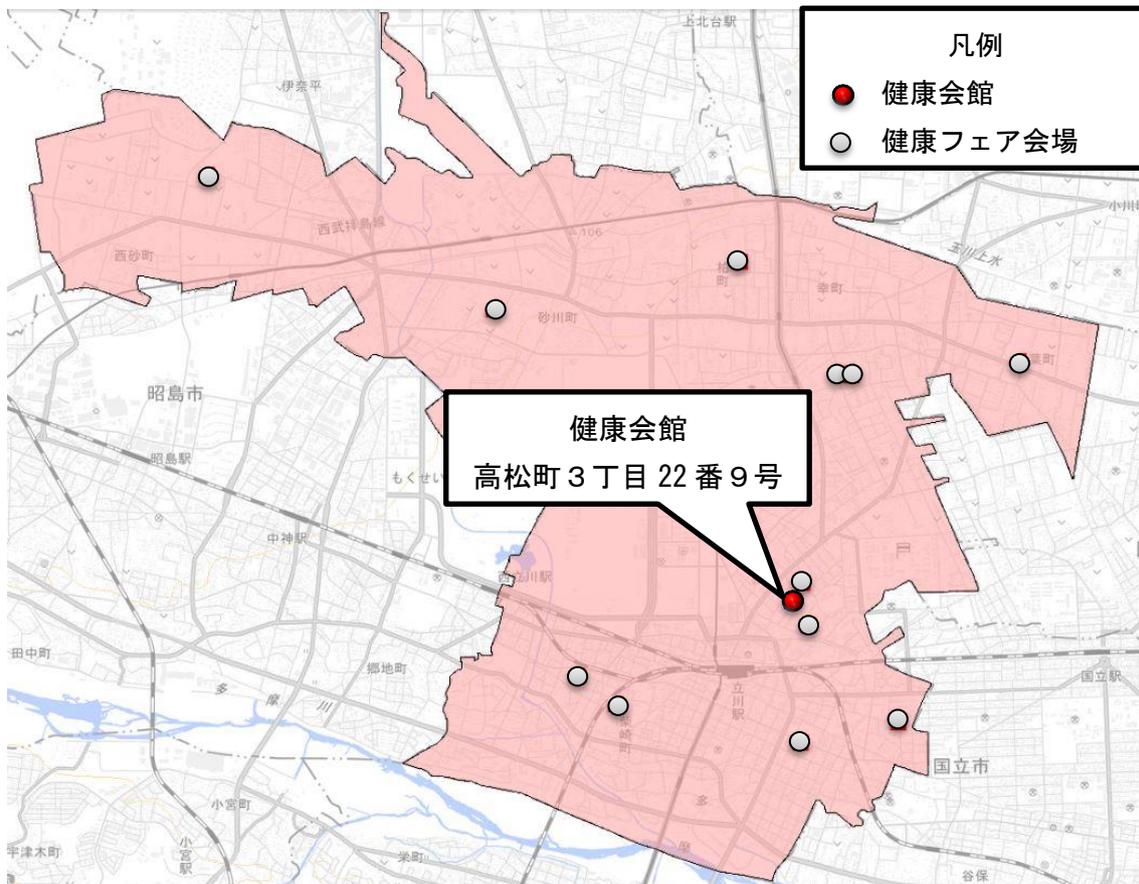
<休日診療事業機能>

診療事業機能については、民間で休日に実施している医科、歯科の診療所もある。ただし、内科、小児科は近辺には少ない。一方、歯科は少なからず行われており、18時以降にも診療しているところもある。

<地区健康フェア>

地区健康フェアは、市民の健康づくりに関する意識の高揚と連帯を図るため、地域の自治会等が主体となり生活習慣病などに関する健康相談や運動実技などを実施する健康づくりのための催しで、小学校などの身近な会場で「骨密度測定」や健康相談などを実施している。

(2) 機能配置状況 (地図)



【図：健康会館及び平成 31 (2019) 年度健康フェア実施施設】

第3章 施設の課題

1 施設を取り巻く課題

<事業機能の課題>

会館当初から行っていた、休日診療事業について、医科診療は土曜日（午後3時から午後9時）、歯科診療は1月4日を加え、実施日の拡大を行った（医科は平成9（1997）年2月から、歯科は平成9（1997）年1月から実施）。しかしながら、市内医療機関の土曜診療の拡大、東京都の救急医療体制の充実等の状況変化を受け、医科休日急患診療事業の土曜日については平成13（2001）年5月に廃止した。

また、保健衛生行政の総合的な実践活動の基幹施設としての機能を発揮することの一つとして、開館当初から総合健康診査（人間ドック）を行ってきたが、人間ドックを実施する医療機関が増加し、新たな検査項目への対応等、保健医療をとりまく社会状況も大きく変化したことから平成14（2002）年4月に廃止とした。

平成9（1997）年度の地域保健法全面施行に伴い、母子保健事業、栄養指導事業、健康づくりフォローアップ指導事業等住民に身近な地域保健サービス22事業が保健所から市に移管され、事業実施にあたり健康管理総合システムや栄養診断システムを導入した。

今後は、時代の変化に合わせて効率的・効果的に機能が展開できるよう、健康づくりや子育て環境づくりだけでなく、災害時の医療拠点機能もより整備し、子どもたちの成長と巣立ちを見守り、市民の安全・安心な暮らし支えていくことが求められている。さらに、少子化対策として、妊娠期から子育て期にかけて途切れのない適切な支援が基礎自治体に求められており、全国的に子育て世代包括支援センターや児童発達支援センター機能等の充実が求められている。このように、健康会館で行う事業の機能は変化している中で、時代の変化に対して求められる機能に確実に対応するべく、建設当時から変わらない施設の使い勝手との乖離の解消が必要である。

<施設の課題>

施設自体についても、現在、休日の診療事業や乳幼児健康診査、健康教室事業などさまざまな事業を行っているものの、水漏れや機械設備の不具合、漏電による停電等、施設の老朽化に伴う修繕事象が発生し、その都度対応している。今後もそうした事態が想定される中で、乳幼児等の安全面により配慮した対応や、災害時にもより機能的に対応できるような施設整備が求められている。

「全市施設のワークショップの主な意見」

- 体操教室などの部屋の広さについて十分である
- 部屋は狭い
- 老朽化している
- 駐車場はせまい
- インフルエンザ流行時の待合の広さは全く足りない

《将来に向けた施設のあり方》

「方法はいろいろあるが、休日診療については、将来に引き継ぐこと」

「災害時の司令塔としての施設」

《将来のための工夫・アイデア》

「母子保健機能と事務所機能の分散」

「民間薬局の複合化」

など

2 今後の需要

立川市健康会館施設は市内で唯一の休日診療（医科・歯科）事業と、対人保健サービスを実施する施設である。これまで市民の初期救急を担う1次救急拠点として、また妊婦サポート面接、パパママ学級、乳幼児健康診査、離乳食教室、歯磨き教室、がん検診、39歳以下の健康診査、健康相談、ラフ&タフ体操教室、生活習慣病教室、健康ポイント事業などの健康維持、増進のための事業等を行ってきた。今後は、少子化が続くとともに高齢化はますます進むため、健康の維持・増進の保健衛生の拠点として、その役割は増していく。

第4章 健康会館のあり方

1 今後の方向性（機能）

今後令和7（2025）年には、日本の全人口の4人に1人が75歳以上の後期高齢者という超高齢社会に突入するなかで、全国的に、医療・介護制度等の見直しが求められている。平成26（2014）年に今後の超高齢社会にも耐えうる医療提供体制を構築する目的で「地域医療構想」が制度化され、令和元（2019）年9月に厚生労働省が、公立病院の再編統合に特に議論が必要な病院名を公表し、地域と国で議論が起こっている。その公表手法については多くの課題が出されているものの、今後の医療・介護制度等の見直しについては、さまざまな検討が求められている。

本市としても、基礎自治体に求められる保健医療体制を維持・継承しつつ、必要に応じて適切な対応を行っていくことが求められており、休日の診療状況、民間の診療状況等を勘案し、今後の事業のあり方を検討していく必要がある。

健康会館は、これまで地域医療機関の協力を得て、保健衛生行政の総合的な計画及び実践活動を行い、市民の健康な生活の維持、増進を図っていくための基幹施設としてさまざまな事業を状況に応じて実施してきた。さらには、少子化対策として、妊娠期から子育て期にかけて適切な支援が基礎自治体に求められており、新たに「子育て世代包括支援センター」としての対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、将来的に持続可能な事業を展開するため、今後、必要となる機能の方向性を以下のとおり定める。

（1）健康な生活を維持、増進していく施設

健康会館が担ってきた休日の診療事業は、急病時の市民の安心のための事業であり、これまでも多くの市民等が訪れてきた。実施日等は状況に応じて変更してきたが、今後も市が果たすべき役割を継承していくため、引き続き見直しを図りながら、基礎自治体における1次救急医療環境の整備を進めていく。

この事業は、地域医療機関の協力により実施しており、地域での民間診療所の実施状況等を勘案し、地域医療機関と適切な実施体制について検討を進めていく。

また、妊婦サポート面接や乳幼児健康診査、歯科教室などの母子保健事業や、健康診査や健康相談、ラフ&タフ体操教室等の成人保健事業、その他地域保健に関し必要な事業についても、市民の健康を維持、増進していく機能として、今後とも行政効率を勘案しつつ事業を行っていく。

(2) 災害時の医療救護対策本部としての施設

災害時の市の役割はますます重要性が高まっており、地震対策のみならず風水害、新型インフルエンザ等の感染症においても災害医療体制の果たす役割は大きくなっている。しかしながら、「立川市地域防災計画」においては、「健康会館は木造住宅が密集した市街地に立地しているため、災害時における円滑な医療救護活動や災害対策本部との迅速な情報共有への影響が懸念されることから設置場所の検討が求められている」とされている。

また、災害時には、情報連携だけでなく、医療保健関係者が直接連携する場所等の確保が必要であるが、現状では通信インフラや自家発電設備も脆弱であり、災害時における医療救護対策本部の設置は状況によっては非常に厳しいことが予想される。災害時の市民の命を守る医療救護対策本部機能を果たすために、環境の整備が必要である。

(3) 妊娠期からの切れ目のない継続支援を支える施設

子どもやその保護者に、妊娠期からの切れ目のない支援を行っていくためには、健康会館の母子保健にかかる機能は、児童発達支援の療育機能や関連する発達支援の相談機能、さらには就学相談、就学後の教育相談機能などと、一体的かつ緊密な連携がますます重要となってくる。

2 施設整備検討の方向性

ここでは、「1 今後の方向性（機能）」の将来の施策展開を行うにあたり、施設の老朽化の状況を踏まえて、今後、どのように整備又は保全していくのが良いかについて、以下に検討の方向性を示す。

健康会館は、市民の健康な生活を維持、増進していく基幹施設としての機能を担いつつ、施設老朽化への対応、災害時の医療救護対策本部環境の整備、妊娠期からの切れ目のない支援に対応するため、立川市子ども未来センターや災害時医療の連携が求められる立川市医師会館（立川市三師会災害医療センター）、災害拠点病院でもある「国家公務員共済組合連合会立川病院」近傍への施設移転の検討を進める必要がある。

また、全市に関わる「子育て機能」を集約し、「途切れのない安心した子育てを支える拠点」として、子ども家庭支援センターや教育支援課の担う機能ともより緊密に連携できるよう、健康会館とドリーム学園を複合化して建替え、途切れのない一体的な支援を行っていく。

3 施設整備に向けた課題

前述2の方向性を踏まえた整備を進めていくにあたり、以下のような課題があるため、今後、令和2(2020)年度中に施設整備計画を取りまとめる際に検討していくこととする。

- 立川市子ども未来センター近傍の国有地の取得
- ドリーム学園との複合化のみならず、子ども家庭支援センター、教育支援課とより連携しやすく、市民に利便性の高い施設となるような工夫
- 基礎自治体における保健・医療と地域医療機関との適切な実施体制の検討
- 災害医療体制の適切な環境整備
- 児童発達支援センターの運営・設備基準を備えた施設規模

4 検討スケジュール

今後は「健康会館のあり方」を踏まえ、施設の老朽化と、災害対応について、妊娠期からの切れ目のない継続支援の実現に向けた諸課題を検討し、令和2(2020)年度中をめどに「施設整備計画」を取りまとめる。

施設	検討対象	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健康会館	施設のあり方	検討	あり方				
	施設整備計画		検討	施設整備計画	土地取得・設計・工事等 具体的なスケジュールは今後の検討		

※スケジュール案は予定であり今後変更される場合がある。

※施設整備計画の検討で、工事までのスケジュールを検討する。